

**議 事 日 程**

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第1号 瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第6号 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第7号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第8号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第2号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第3号 瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 文教厚生委員会の閉会中の継続審査の件

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した議員**

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

**○本日の会議に欠席した議員（なし）**

**○欠員（1名）**

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 井 章 治		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	田 宮 康 弘	書 記	泉 大 作
書 記	今 木 浩 靖		

## 開議の宣告

○議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（星川睦枝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

お手元の配付しましたとおり、本日1月23日、文教厚生委員長から、議案第5号について閉会中の継続審査の申し出がありました。これについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 議案第1号から日程第5 議案第8号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第1号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第8号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 庄田昭人君。

○産業建設委員長（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号4番 庄田昭人です。

平成26年第1回臨時会産業建設委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました4議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、1月22日午前9時30分から巢南庁舎3の2会議室で開会いたしました。全委員が出席し、執行部からは、市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第1号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より、今回は消費税率の改正に伴うもののほかに、無届けによる水道水以外の下水道料金を逃れる事例が全国的にあり、標準下水道条例の改正が行われ、使用形態の変更の届け出の義務を明文化された。同様に、下水道条例等の改正を行うとの補足説明の後、質疑に入りま

したが、質疑はありませんでした。

その後、討論に入り、委員より、どの議案にも共通して言えることであるが、国民生活にとって負担増になる消費税の増税には反対であるので、今回のこの議案にも反対であるとの討論がありました。

その後、採決に入り、採決の結果、賛成多数で可決しました。

次に、議案第6号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、賛成多数で可決しました。

次に、議案第7号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、電話柱の占用料が800円から550円に値下がりをしているが、その根拠について質疑があり、電柱と電話柱については、国の定める基準で1種から3種までである。平成24年12月の条例制定時には、当市では種別を2種としていたが、それ以降に見直しがあり、電話柱については種別が1種となった。そのための金額の変更であり、変更による差額が発生することについての影響はないとの答弁がありました。

その後、報告すべき討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

最後に、議案第8号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

その後、討論に入り、委員より、国民生活にとって負担増になる消費税の増税には反対との討論の後、他の委員からは、消費税率改定は既に国会で決定していることである。そのため、執行部においては、今後各種事業を行うに当たり、国・県の補助金や交付金をしっかり確保して事業を行っていただき、安心・安全に市民の皆さんが生活できるようなまちづくりをしていただきたいとの討論がありました。

その後、採決に入り、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成26年1月23日、産業建設委員会委員長 庄田昭人。

○議長（星川睦枝君） これより議案第1号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私はこの本議案のほか、1号、3号、4号、6号、7号、8号、直接的に消費税に絡む議案につきましては、反対でございます。

今の経済状況の中で、消費税を3%、さらにまた2%も上げるという事態になったときに、国内経済、あるいは国民生活がどうなるのか、このことをやはり考えていかなければならないと思います。

ちなみに10%に上がる状況であると、4人家族で平均して約16.5万円、負担総額は34.6万円に平均でなってしまう、こういう状況です。そして今まで消費税が上がるたびに言われてきたことは、福祉に使う、福祉に使う、こういうことを声高に叫ばれてきたわけであります。

しかしながら、本当に福祉に使われてきたのかということを考えてみますと、結論だけ申し上げますと、実際、消費税3%が導入されたのが平成元年であったと思います。それから約二十数年が過ぎましたけれども、国民が納めた消費税総額は大体240兆円ぐらいになっております。そして、一方では、法人税についてはどんどん下げられて、法人税の下がった額が220兆円を超えております。ということはどういうことかということ、結局、消費税の上がった分、金持ちも貧乏人も同じ税率で取る消費税の上がった分だけ、大企業を中心とした経済界のほうにそのお金を回してやる、こういうことであつたのではないか、これが事実であります。そういう国民の懐が暖まらない中で、経済がよくなるわけがありません。

今、アベノミクスで何だかんだ言っていますけれども、労働者の賃金が上がるわけがない。うそを言うのはやめろということなんです。

内部留保は、もう270兆円を超えております。ためるばかりなんです。中小零細企業が全体の7割も占めている。上がりますか。上がるわけがないということを考えて、この下水道の中の問題とか、いろんなことがそのほかにありますけれども、そのことの背景に、やはり消費税を今上げていくということは、もう日本の地域経済もがたがたになってしまう。そういうところへ突撃していくということでもありますから、私としては、そのことに対して賛成か反対かということ、詰められれば、国が決まったことであつたとしても、沖縄の辺野古の移設の問題同様、国が決めようがどうしようが、地元ではそれに対してどうなのかという基本的な立場というものは、明らかに表明をしておかなければならない、そういう場面もあるという意味におきまして、私はこの時期にあえて反対の意思を表明しておきたいと思っております。

なお、先ほど申し上げました3号、4号、6号、7号、8号も同様でございますので、反対討論は省略をさせていただきますことを、この場で言うのはなんですけれども、言っておきたいと思っております。

○議長（星川睦枝君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 河村議員。

○11番（河村孝弘君） 議席番号11番 河村孝弘です。

賛成討論といたしまして、昨日の産業建設委員会のほうでも申し上げましたとおりのことを申し上げさせていただきます。

国が決めた消費税、各地方自治体において反対する。これでは言語道断というか、世の中の消費税、自然に物を買えば3%余分に払うことであって、これについて当瑞穂市自治体がどのように対応していくか。各瑞穂市の市民が裕福、安全、これに書いてありますけど、安心・安全を確保するためにどういうふうにしていくかということについて、やはり今後、消費税3%増になったことによって、補助金、交付金、それに種々多々のものが還付されると思います。それをいかに当市の執行部の皆さんが、一部市民のコンセンサスを含め、それを重要なミッションといたしまして、執行部の皆さんがどう活用していただくか、それを市民にどう還元させていただくか。それに、いわゆる十二分に精力を傾けていただきたいということを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第6号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、議案第7号に対する委員長報告への質疑をいたします。

何点かございますが、まず初めの質問です。

電話柱についてなのですが、平成24年12月の条例制定時には、当市では種別を2種としていたが、それ以降に見直しがあり、電話柱については種別が1種となった。そのための金額の変更であり、変更による差額が発生することについて影響はないと答弁があったと。

一般的に上がっている中で、これだけ800円から550円に値下がりしたわけですね。その説明だと思いますが、平成24年12月以降に見直しがあったと。この見直しの中身、それからこの見直しがあったというのは、NTT、中電の見直しがあったのか、それとも市で見直しがあったのか、その辺はどういう委員会の中で話し合いがあったのでしょうか。まずそのことから御説明をいただきたいと思えます。以上でございます。あとは自席でお願いします。

○議長（星川睦枝君） 産業建設委員長 庄田昭人君。

○産業建設委員長（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議案第7号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、くまがい議員よりの質疑に答えさせていただきます。

電話柱の2種から1種に下がったということで御質問でございます。

資料7の1ページでございますが、その部分を見ていただきますと、現行800円より550円に改正になった、この部分については、委員会の中では、この電話柱に当たる部分については、3種、2種、1種というような種類があり、その種類は電線の数によってということの説明が

ありました。その電線の数により、NTTより指摘があり、その部分について当市が調査した結果、1種であることが判明したため値下げとなった。なので、800円から550円になったのは、指摘をされてから見直しをしたということでもあります。なので、800円より550円になったという報告を受けております。なので、この550円というのは、1種料金ということでもあります。

そのことについて、報告で言いましたのは、業者との話し合いにより、この料金について値下がりはしたけど、その問題は発生していないということで報告を受けました。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） わかる部分とわかんない部分があるわけですが、確認いたしますが、見直しというのは、平成24年から24年、25年は2種で取っていたと。それを、NTTから1種だよという指摘があつて、市が見直したという意味でよろしいですね。

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○産業建設委員長（庄田昭人君） ただいまくまがい議員が言われたとおり、業者より指摘があり、市が調査をし、そのことを認め、変更したということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 見直しの意味がよくわかりました。

ということは、NTTが見直したわけじゃなくて、市が見直したと。そして、その見直す原因となったのは、市が間違えていたということです。つまり事務のミスでお金を多く取り過ぎていたと、2年間はという……。

[発言する者あり]

○2番（くまがいさちこ君） 違うんですか。今の解釈でいいですね。違うという声がございしますので、確認させていただきます。

もう一回言いましょうか。

市が間違えていたと、2年間ですね。それをNTTから指摘があつたので市が見直したと。別にNTTが見直したわけじゃないんですよ。以上の確認です。

それでよければそのまま続くんですけど、違うよという声があるもんですから、委員長さんに確認させていただきます。私の解釈でいいかどうか。

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○産業建設委員長（庄田昭人君） ちょっと休憩をいただいて、確認させていただいてよろしいですか。この部分はしっかりと協議をしたいと思いますので、休憩を求めてよろしいでしょうか。



○議長（星川睦枝君） その場で休憩をとります。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○議長（星川睦枝君） それでは再開いたします。

庄田昭人君。

○産業建設委員長（庄田昭人君） 確認をさせていただきました。

この部分については、大事な部分を質問していただきまして、本当にありがとうございました。

800円より550円になったのは、この部分についての当初の800円は、市で施行しているため、これは間違っていたことではない。これは決めたことであって800円。しかし、これは24年度よりきちっと取り決めをしていたんだけど、それぞれの電柱・電線の数により、今回は2種より1種のほうが適切ではないかという指摘があり、その部分について見直したと。だから、当初は間違っていないくて、800円は当市の施行令としては、それで業者とも納得をしていたと。それでいいよということであります。

当初、24年度から、電話柱の料金は施行令として決めて800円で納得をしていたということでございます。なので、今回はその電線の数によって調査をしていくと、それは業者から指摘を受けたと。なので、今回見直すことによって、その占用料金の改正をさせていただいたということで、間違っていたということではない。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 24年度、25年度とそれ以後と、電線の数が変わったんですか。間違っていたわけではない。2種というのは間違いではなかった。しかし、今度下げるときには1種、1本から3本だと、電線の数が。なので550円に変わるわけですね。つまり間違えではなかったということは、電線の数が変わったということですか。

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○産業建設委員長（庄田昭人君） 説明不足で申しわけありません。

料金の改正のことで、少し言い間違えた部分も含め、訂正させていただきますが、最初の現行800円から、1種料金の550円となった。これは間違えではなかった。これは当初の取り決めにより800円。

この1種となったのは、電線による1種というのは3本以下、瑞穂市の電柱は3本以下であるので、1種とした料金が550円であるということです。

3種、2種、1種という種類を少し明確にしたほうがいいのであれば、もう一度きちっと、先ほど本数と言われましたが、今この1種の料金でということ、1種は電線としては3本以

下という報告でありました。3種がどういうふうであるか、2種がどういうふうであるか、1種がどういうふうであるかということは、少し私のほうもメモをとり切れていない部分がありますので、一度またその部分も確認をしたほうがいいのであれば、確認をさせていただきますが、現在は1種の料金の550円という改正でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 先ほどから私が何を確認したいかといいますと、つまり変えたのは、瑞穂市の電話柱は1種、1本から3本、3本以下であることをNTTから指摘されて見直したと、ここまでは確認しましたね。つまり24年度に条例制定し、24、25の2年間は電話線が変わったわけではございませんので、市が行政事務として間違っ800円としていたということですね。

よろしいですね。もう一回確認したほうがいいですか。それを確認したかったんです。それが本当に話の中心ですもんね。見直しは何かということの中心ですから。

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○産業建設委員長（庄田昭人君） 24年度から25年度までの間は、市と業者との取り決めは800円であった。なので、間違えではなかったと。

○議長（星川睦枝君） 暫時休憩をとります。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 休憩中に担当課、それから産業建設委員長さんと話し合いました。お聞きになっていらっしゃる方は事前の知識も説明も受けていないため、私たちはちょっと会派で質問して説明も受けましたので多少わかっておりますが、疑問符が頭にいっぱいになってしまった方のためにちょっと整理しますと、要するに、平成24年12月に条例制定して、今まで800円で取っていたのは25年度だけなんですね。そのときには2種で取っていたと。その2種の条例を制定したときに、NTTは別にそれは違うよと言わなかったと。ですから、条例制定というのは市でできるわけですから間違いだとは言えないと、そういうような解釈をしていらっしゃるようです。ですから、間違いではなかったと委員長さんはおっしゃったわけですね、その説明を受けていますのでね。そういう意味で、間違えではなかったという御説明を委員長さんはなさったわけです。

しかし、今回見直しをするときに、NTTから、中電から3本以下の電話柱しかないの、やっぱり1種なんで550円にすべきだというのを受けたので見直しをしたということで、「見

直しがあり」とさりとありました。ここに書いてあります。私はそれについて質問をしたわけです。

私になぜ、この見直しにひっかかったかといいますと、そもそも最初から、行政事務が表に基づいて、電話線が3本以下の電話柱しか瑞穂市にはないわけでしたか、1種で条例を組めばそれもというか、NTTは別に間違いだと言わなかったわけですね。つまり今年度のときに見直しを言われなかったわけですよ。そういう意味で、行政事務の色合いが濃いんじゃないかと私は思ったわけです。

そこから、大月の土地の事務手続も非常に間違っていましたね。そのほか幾つかあると思います。行政事務の説明に関しても非常にずさんなことが多いものですから、私はこういう委員長報告で、それ以降に見直しがあり、そのための金額の変更であり、変更による差額が発生することについての影響はないと、3行ぐらいでさりとまとめてしまうことについては、大変危惧を持ったために質問をさせていただきました。

結論を申しますと、やっぱり行政事務をきちんとしていただきたいと。そして、NTTが認めていたわけだからミスではなかったという言い分でございますが、ほかのこともございますので、行政事務を適切に、適正事務をしていただきたいということを申し上げておきます。

それからもう1つですが、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決したと。西岡議員がきょうの第1号のときに、消費税関係は賛成しないと、私たち改革でも申し上げておりますので、これも全会一致ではないんじゃないですかね。間違いですか、これ。

○議長（星川睦枝君） 賛成多数です。

○2番（くまがいさちこ君） ということで、何が言いたいかという、はい、言葉の間違えだけでしたではなくて、大体委員長報告は委員長が書くということになっておりますので、きょうも開会が50分おくれましたが、昨日、委員会が3つあり、1つの委員会が2時間とすると6時間分のをこれだけのことに事務局はまとめたわけですね、終わってから。これはとても大変なことです、やっぱり私たちが申し合わせでやっているとおりに、委員長報告というのは原則、委員長が書くと。もちろん……。

○議長（星川睦枝君） くまがい議員さんに申し上げます。

今は議案第7号に対する質疑でございますので、お願いいたします。

○2番（くまがいさちこ君） ですから、この報告分が間違っていましたので、それを申し上げました。

やっぱり原則、委員長報告は委員長が書くと。そういうふうにすべきだということを申し上げて終わります。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第8号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第4号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 日程第6、議案第4号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

これについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 広瀬武雄君。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） 議席番号7番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました1議案につきまして、会議規則第39条の規定によりまして、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

文教厚生委員会は、1月22日午前9時半から、穂積庁舎議員会議室におきまして開催をいたしました。全委員が出席し、執行部から、市長・副市長、教育長、教育次長、福祉部長、市民部長及び所管の課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、審査を行いました。

それでは、それらの要点を絞りまして報告をさせていただきます。

議案第4号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部からの補足説明として、消費税の増額に係る分について改正を行うものであるとの説明の後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論では、消費税関係の改正については、政府全般の政策について違和感を感じているため、反対であるとの反対討論がありました。

その後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成26年1月23日、文教厚生委員会委員長 広瀬武雄。

○議長（星川睦枝君） これより議案第4号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第2号から日程第9 議案第9号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 日程第7、議案第2号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第9、議案第9号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、これより平成26年第1回臨時会総務委員長報告をいたします。

ただいま一括議題となりました3議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、1月22日の午後1時30分から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第9号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見はありませんでした。

執行部より、補正予算書による本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

初めに、歳出補正予算の福祉センター費における設計監理委託料200万円は、なぜ急いでこの機会に計上するのか。また、今後機構改革により、現在、総合センター内にある社会福祉協議会はどうなるのかとの質疑に対し、機構改革に伴う施設の改修は、今後の行政事務を円滑に進めるため組織体制を整えるもので、行政の密接な連携強化及び体制強化を図るため、早い段階から市民サービスに対応できるよう、今回の補正予算に計上したとの答弁がありました。

また、この機構改革に伴って、現在ある市の関連条例、規則、要綱等について、大幅に改正しなくてはならない面は出てくるのかとの質疑に対し、総合センターにおいては、現在、生涯学習課が所管・管理しており、現行の条例により網羅されている。実情に応じて多少の整備は必要になると思われるが、基本的には変わらないと考えているとの答弁がありました。

そのほか、総合センターに教育部門と福祉部門を配置することにより、現在、巢南庁舎にある教育部門の事務室が空き部屋になるが、今後の活用についてはどう考えているかとの質疑があり、今のところ計画はないが、市民への利便性の面を考慮すると、まずは既存の施設を有効的に活用することが重要であり、空き部屋においては、教育委員会の福祉センターへの移動後、市議会とともに十分協議をし、最も適切な活用ができるよう考えていきたいとの答弁がありました。

また、今回の機構改革は、幼保一元化及び教育部門、福祉部門の連携強化のため、総合センター内に教育部門と福祉部門を配置するものとのことであるが、他の部署も加味されているかとの質疑では、この機構改革は、昨年9月に市長より各部署において課題や懸案事項を提案し、調整してきた結果のものであり、現在は行政事務を遂行するに当たり、庁舎間の移動時間も業務の執務時間に含まれていて、機構改革での組織の一元化等を図ることにより移動にかかる時間も短縮され、その分、職員の事務量も軽減され、全体的な組織体制において、従来と異なった視点で編成することが可能となるとの答弁がされました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

その後、この議案に関しては、この事業を進めるに当たり、関係機関との調整や巢南庁舎2階の今後の利用方法などについて市議会に対しても十分な説明がなされ、機構改革の全体像を明らかにした上で予算の支出執行をしていただくよう、委員より議案第9号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議が提出され、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

なお、現地を確認するため、視察を行ったことをつけ加えさせていただきます。

次に、議案第2号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、賛成者全員で可決しました。

次に、議案第3号瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この条例改正は、平成25年4月の瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の施行に伴い、行政財産の占用料徴収について同様の整備をし、あわせて他の目的についても基準の明確化を図るため条例を改正するものであると、執行部より本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

市有財産の賃貸料についてはわかったが、借地の基準はどうか。また、借地料は固定資産の評価額に率を乗じて算定しているのかとの質疑に対し、借地率は少し幅があるが、同じ基準を使用している。固定資産評価額を7割で割り戻した実勢価格を基準に算定し、今後についても固定資産の評価がえごとに見直しを行うとの答弁がありました。

この質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成26年1月23日、総務委員会委員長 森治久。

○議長（星川睦枝君） これより議案第2号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第3号瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方



は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）について、委員長の報告は、原案及び別紙附帯決議を可決するものです。したがって、まず原案について委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、原案が可決されましたら附帯決議案について質疑、討論、採決を行います。

これより議案第9号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、総括質疑の中でも申し上げましたけれども、総合センターへの教育委員会の移転については、結論を出すのは時期尚早であるという立場であります。1つには、委員長報告にもありましたけれども、出て行った後の空き部屋について、どうしていくのかということの具体的な案も何もありません。もし裏であったとすれば問題ですけれども、表上は、我々は耳にしておりません。

そして、後から決議案が出されますから、そのときに言いますけれども、福祉センターについての位置づけをどうしていくのか、そのことが明確になっておりません。

今申し上げた2つの意味においても、戦略的にしっかりと今後の福祉のあり方の問題について議論をしていく、そういうことが前提にならなければいけません。その前提が欠けておりますので、小川議員が言うておりましたけれども、手順が尽くされていない。そういう中で、ましてや現場の人たちも年末まで知らなかった、こういう声も聞こえてくる中では、繰り返しますけれども、やはり時期尚早と言わざるを得ないという意味において、私は、簡単ですけれども反対討論をさせていただきました。以上です。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 清水治君。

○12番（清水 治君） 議席番号12番 清水治です。

議案第9号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）に関する賛成ということで、討論をさせていただきます。

今回の瑞穂市総合センターの施設改修のための設計監理委託料ということで200万計上されているわけですが、これは市が推進しております幼保一元化及び福祉部門との密接かつ迅速なる連携強化ですね。体制強化のため、これは必要であるということで、とりあえず設計監理をさせてくれということですので、今までこの予算に対してのいろんな意見が出ています。そのためにこの後、また附帯決議がついていますけれども、それを含めた中で私は必要であるということを思っておりますので、賛成意見とさせていただきます。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず附帯決議案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

慎重に執行してくれよということは、一般論としていいんですけれども、その具体的な内容について、先ほどの反対討論と重複するところもございましてけれども、申し上げておきたいと思います。

この説明の中では、「総合センター内に教育部門と福祉部門を配置するものであるとの趣旨は理解できるが」とありますけれども、まず先に理解があってはならないと思います。先ほども申し上げましたけれども、今後の福祉センターのあり方を含めて、明確にすることが前提であります。その上で、ここに書いているようなことについて検討するという手順が適正手続ではないかと、かように思うわけであります。

今、行政に問われているのは適正手続、それが担保をされてこそ、住民の行政に対する信頼がつくられていく。先ほどの電話柱の問題も、小さなことではありますけれども、問題としなければならない質の問題は同一の問題であります。大月しかり、それから牛牧小学校の問題しかり、その他の問題も一緒でしょう。どのような物差しを当てるのか、それを住民がどう見るのかということに対して、我々はもっともっと慎重にならなければならないというふうに思います。

執行に当たっては慎重に期する、そのことはいいんですけれども、その内容について、もう少し議会の側としてはチェック能力を強めるべきではないかという意味において、私はあえてこの決議案に反対ということで表明をしておきたいと思えます。

○議長（星川睦枝君） 次に、附帯決議案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党の若井です。

私は総務委員会に所属しております。

今の委員長報告の後に、この附帯をつけさせていただいた当事者として、今、西岡議員の反対討論に対しますけれども、私は個人的に福祉という問題というのは、一つ非常に大きな捉え方を皆さんしておられるかと思えますけど、この今の社会情勢において、福祉というのは単に老人福祉とか、そういった部分だけではなく、子育ても含めた上で、福祉ということが大きく、これから社会が取り沙汰されておるといふふうに思えますけれども、ここに書いてありますように、「当市は、推進しておる幼保一元化及び福祉部門と密接かつ迅速な」ということで文言が始まっておりますけれども、まずは当市は教育委員会と福祉部がしっかり連携をとって、子育てというところもしっかりと進めていく。その上で、その議論がされてから、今西岡議員のおっしゃったように、当然老人福祉、また健康に関する福祉問題、いろんなことが取り沙汰されてくると思えますけれども、まずは今、当市の執行部がやろうとしておることに対して、幼保一元化、子育て支援のことも重視していきたいという趣旨が私どもにしっかり伝わってきましたので、まずそのことを進めていただく。そのことにおいて、委員会におきましても巢南庁舎、今の教育委員会が所属している跡地に対しても、しっかりと議会に対して意見を求めていくという話もありましたので、慎重に行っていくという意味で、この附帯をつけさ

せていただきました。

そういった意味で、この附帯に対して意見を出させていただいた側として、この部分に賛成の討論をさせていただきます。以上です。

○議長（星川睦枝君） 次に、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 文教厚生委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（星川睦枝君） 日程第10、文教厚生委員会の閉会中の継続審査の件について議題にします。

文教厚生委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（星川睦枝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年1月23日

瑞穂市議会 議長 星川 睦枝

議員 松野 藤四郎

議員 広瀬 捨男